

11093

793

00043

毎週火、金曜日発行(但休日に当る上は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 老人福祉法施行細則
- 鳥取県立高等看護学院管理規則

## 規 則

老人福祉法施行細則をここに公布する。

昭和三十九年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十八号

老人福祉法施行細則

#### (目的)

第一条 この規則は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号。以下「省

令」という。)の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

#### (措置開始(変更) 通知書等)

第二条 福祉事務所長は、法第十一条第一項第二号から第四号までに規定する措置(以下「措置」という。)の開始又は変更をしようとするときは、措置開始(変更)通知書(様式第一号)により当該措置の開始又は変更に係る者に通知しなければならない。

2 前項の措置の開始又は変更が委託に係るものである場合は、収容委託書(様式第二号)又は養護委託書(様式第三号)を収容の委託を受ける養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム(以下「受託老人ホーム」という。)の長又は養護受託者に交付しなければならない。

3 福祉事務所長は、措置の停止又は廃止をしようとするときは、措置停止(廃止)通知書(様式第四号)により当該措置の停止又は廃止に係る者に通知しなけれ

ばならない。

4 前項の措置の停止又は廃止が委託に係るものである場合は、収容委託停止(廃止)通知書(様式第五号)又は養護委託停止(廃止)通知書(様式第六号)を委託老人ホーム又は養護受託者に交付しなければならない。

5 福祉事務所長は、措置の開始、変更、停止又は廃止をしたときは、被措置者の措置開始前の居住地を管轄する町村長にこれらの措置の内容を通知しなければならない。

(葬祭委託書)

第三条 福祉事務所長は、法第十一条第三項の規定により葬祭を行なうことを委託する措置をとろうとするときは、葬祭委託書(様式第七号)を当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの長又は当該養護受託者に交付しなければならない。

(養護受託申出等)

第四条 省令第一条第一項の規定による知事に対する申

出は、養護受託申出書(様式第八号)を提出してしなければならない。

2 知事は、前項の申出書の提出を受けたときは、これを審査し、養護受託者となることを適当と認めるときは養護受託者決定通知書(様式第九号)により、養護受託者となることを不適当と認めるときは養護受託者申出却下通知書(様式第十号)によりそれぞれ当該申出者に通知しなければならない。

3 知事は、養護受託者登録簿(様式第十一号)を備え、養護受託者に関する事項を登録しなければならない。

4 知事は、養護受託者の登録を取り消したときは、養護受託者登録取消通知書(様式第十二号)により当該登録の取消しに係る者に通知しなければならない。

(措置費の請求及び精算報告)

第五条 受託老人ホームの長及び養護受託者は、被措置者に係る毎月分の措置に要する費用(以下「措置費」という。)について、その月の七日までに措置費請求書(様式第十三号)により当該措置を行なつた福祉事

務所長に請求しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の請求を受けたときは、これを審査し、すみやかに措置費を当該請求に係る老人ホームの長又は養護受託者に交付しなければならない。

3 受託老人ホームの長又は養護受託者は、毎月分の措置費について、翌月の七日までに措置費精算報告書(様式第十四号)により当該措置を行なつた福祉事務所長に報告しなければならない。

(老人ホーム設置認可申請書)

第六条 省令第二条第一項又は第三条第一項に規定する申請書は、様式第十五号による。

(老人ホーム事業開始届)

第七条 法第十五条第二項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置した者は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届(様式第十六号)によりその旨をすみやかに知事に届け出なければならない。

(老人ホーム収容定員減少時期認可申請等)

第八条 省令第四条第一項の規定による認可を受けようとする者は、老人ホーム収容定員減少時期認可申請書(様式第十七号)により知事に申請しなければならない。

2 省令第四条第二項の規定による届出は、老人ホーム収容定員増加等変更届(様式第十八号)を提出してしなければならない。

3 省令第四条第三項の規定による届出は、老人ホーム職員変動届(様式第十九号)を提出してしなければならない。

(老人ホーム廃止(休止)時期認可申請書)

第九条 省令第五条の規定による申請は、老人ホーム廃止(休止)時期認可申請書(様式第二十号)を提出してしなければならない。

(被收容者状況変更届)

第十条 省令第六条の規定による届出は、被收容者状況変更届(様式第二十一号)を提出してしなければならない。

様式第1号

措置開始(変更)通知書

年 月 日

福祉事務所長 宛

老人福祉法第11条第1項の規定による措置を下記のとおり開始(変更)することに決定したので通知します。

記

1 措置の内容

(1) 種類 (施設名 )

(養護受託者 住所 氏名 )

(2) 措置費 円

(3) 徴収額 円

2 措置開始(変更)の時期 年 月 日

3 措置を決定した理由

備考 この決定に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から60日以内に福祉事務所長あてに異議の申立てができます。

(有料老人ホーム設置届等)

第十一条 法第二十九条第一項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届(様式第二十二号)を提出しなければならない。

2 法第二十九条第二項前段の規定による届出は、有料老人ホーム届出事項変更届(様式第二十三号)を提出してしなければならない。

3 法第二十九条第二項後段の規定による届出は、有料老人ホーム休止(廃止)届(様式第二十四号)を提出してなければならない。

(備付書類)

第十二条 福祉事務所長は、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- 一 措置台帳(様式第二十五号)
- 二 ケース番号登録簿(様式第二十六号)
- 三 面接(通告)記録票(様式第二十七号)
- 四 措置費支給台帳(様式第二十八号)

- 五 養護受託申出書受理簿(様式第二十九号)
- 六 養護受託者台帳(様式第三十号)

第十三条 第六条から第九条まで及び第十一条に規定する書類を知事に提出しようとするときは、管轄福祉事務所長を経由しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

00049

7 昭和39年12月14日 月曜日 鳥取県公報(号外)第79号 (第3種郵便物認可)

様式第3号

養護委託書

年 月 日

殿

福祉事務所長 圃

老人福祉法第11条の規定により、下記のとおり老人の養護を委託します。

記

1 委託する老人

氏 名

住 所

生年月日

2 委託開始日

年 月 日

3 委託費月額

円

4 その他

00048

71000

昭和39年12月14日 月曜日 鳥取県公報(号外)第79号 (第3種郵便物認可) 6

様式第2号

収容委託書

年 月 日

殿

福祉事務所長 圃

老人福祉法第11条の規定により、下記のとおり老人の収容を委託します。

記

1 委託する老人

氏 名

住 所

生年月日

2 委託開始日

年 月 日

3 委託費月額

円

4 その他

様式第5号

収容委託停止(廃止)通知書

年 月 日

殿

福祉事務所長 宛

に係る収容委託を下記のとおり停止(廃止)

することに決定したのでお知らせします。

記

- 1 停止(廃止)の時期 年 月 日
- 2 停止(廃止)の理由

3 その他

様式第4号

措置停止(廃止)通知書

年 月 日

殿

福祉事務所長 宛

老人福祉法第11条第1項の規定による措置を下記のとおり停止(廃止)することに決定したので通知します。

記

- 1 措置の停止(廃止)の時期 年 月 日
- 2 措置停止(廃止)の理由

3 その他

備考 この決定に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から60日以内に福祉事務所長あてに異議の申立てができます。

様式第7号

葬祭委託書

年 月 日

殿

福祉事務所長 団

老人福祉法第11条第3項の規定により、下記のとおり葬祭を委託します。

記

1 被葬祭者氏名

2 委託の理由

3 葬祭費として交付する額

円

4 その他

様式第6号

養護委託停止(廃止)通知書

年 月 日

殿

福祉事務所長 団

に係る養護委託を下記のとおり停止(廃止)することに決定したのでお知らせします。

記

1 停止(廃止)の時期

年 月 日

2 停止(廃止)の理由

3 その他

00055

様式第9号

養護受託者決定通知書

年 月 日

殿

鳥取県知事 印

年 月 日付で申出のあつた養護受託について

は、審査の結果あなたを養護受託者として決定し、下記のとおり登録したのでお知らせします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日

様式第10号

養護受託者申出却下通知書

年 月 日

殿

鳥取県知事 印

年 月 日申出に基づき審査した結果下記の理由

によりあなたを老人養護受託者として登録することができないのでご承知ください。

記

00054

様式第8号

養護受託者申出書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 (電話 局 番)

氏名 印

私は、老人福祉法第11条第1項の規定による老人の養護を受託したいので、老人福祉法施行規則第1条第1項の規定により申し出ます。

本人の状況	本籍地						
	生年月日 健康状態 信 教			資 産 職 業 収入(月額)			
	経 歴						
家族の状況	氏 名	続柄	生年月日	職 業	収入(月額)	健康状態	その他 参考事項
住居の状況	敷地 平方 <sup>1</sup> (自家、借家、その他)	老人を起居させる 部屋の状況	専用、共用 (共用者 名)				
	建坪 平方 <sup>1</sup> (1戸建、長屋 平家、2階建)	階下(上) 疊・和(洋)室	押入の有無				
受託老人に関する希望事項							
その他							







様式第15号

老人ホーム設置認可申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

設置者

代表者氏名 ㊦

老人福祉法第15条第2項の規定により老人ホームを設置したいので、認可して下さるよう申請します。

記

- 1 老人ホームの名称  
種類  
位置
- 2 老人ホームの附近の状況
- 3 建物の規模及び構造
- 4 設備の概要(別紙)
- 5 老人ホームの運営方針
- 6 収容定員
- 7 職員の定数及び職務の内容
- 8 老人ホームの長その他主な職員の氏名及び経歴(別紙)
- 9 事業開始予定年月日
- 10 設置者の資産の状況(設置者が社会福祉法人及び日本赤十字社の場合のみ記載すること。)

様式第14号

措置費精算報告書

年 月 日

福祉事務所長 殿

老人ホームの長 ㊦  
(養護受託者)

年 月分措置費の精算結果を下記のとおり報告します。

記

受入済額	円
精算額	
生活費	
事務費	
葬祭費	
移送費	
差引過不足額	
附 記	

- 備考 1 精算額は、正当受入額を記入すること。  
2 差引過不足額の個人別内訳表を添付すること。

00063

21 昭和39年12月14日 月曜日 鳥取県公報(号外)第79号 (第3種郵便物認可)

様式第17号

老人ホーム収容定員減少時期認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者

代表者氏名 ㊟

下記のとおり老人ホームの収容定員を減少したいので、老人福祉法施行規則第4条第1項の規定により認可して下さるよう申請します。

記

- 1 老人ホームの名称
- 2 減少後の収容定員
- 3 収容定員を減少する理由
- 4 収容定員を減少しようとする時期
- 5 現に収容している者に対する措置

00062

昭和39年12月14日 月曜日 鳥取県公報(号外)第79号 (第3種郵便物認可) 20

様式第16号

老人ホーム事業開始届

年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け第 号をもって設置の認可を受けた老人ホームの事業を下記のとおり開始したので届け出ます。

記

事業開始年月日 年 月 日

備考 管理規程を添付すること。

00065

様式第19号

一年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者

代表者氏名 ㊤

老人ホーム職員変動届

下記のとおり職員に変動があつたので、老人福祉法施行規則第4条第3項の規定により届け出ます。

記

1 新任者職氏名

2 旧職員職氏名

3 新任者の経歴

00064

様式第18号

老人ホーム収容定員増加等変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者

代表者氏名 ㊤

下記のとおり 変更したいので、老人福祉法施行規則第4条第2項(第3項)の規定により届け出ます。

記

1 変更しようとする事項

2 変更の理由

3 変更の時期

00067

様式第21号

被収容者状況変更届

年 月 日

福祉事務所長 殿

老人ホームの長 閣

下記のとおり被収容者の状況に変更があつたので、老人福祉法施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 被収容者氏名
- 2 状況の変更を生じた年月日
- 3 状況の変更の内容
- 4 措置の変更等に関する意見

00066

様式第20号

老人ホーム廃止(休止)時期認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者

代表者氏名

印

下記のとおり老人ホームを廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条の規定により認可して下さるよう申請します。

記

- 1 老人ホームの名称
- 2 廃止(休止)の理由
- 3 現に収容している者に対する措置
- 4 廃止の時期(休止の予定期間)

00069

27 昭和39年12月14日 月曜日 鳥取県公報(号外)第79号 (第3種郵便物認可)

様式第23号

有料老人ホーム届出事項変更等届

年 月 日

鳥取県知事

殿

設置者

代表者氏名

㊤

下記のとおり変更したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 変更した事項
- 3 変更した時期

00000

昭和39年12月14日 月曜日 鳥取県公報(号外)第79号 (第3種郵便物認可) 26

00068

様式第22号

有料老人ホーム設置届

年 月 日

鳥取県知事

殿

設置者

代表者氏名

㊤

下記のとおり有料老人ホームを設置したので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 有料老人ホームの名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 条例、定款その他の基本約款(別紙)
- 4 事業開始年月日
- 5 管理者の氏名及び住所

00071

様式第25号その1

措置台帳

ケース番号

氏名

住所

措置種類

(施設名)

(受託者)

00070

様式第24号

鳥取県知事

殿

設置者名

有料老人ホーム休止(廃止)届

下記のとおり事業を停止(廃止)したので、老人福祉法第29条第2項後段の規定により届け出ます。

記

1 施設の名称

2 休止(廃止)の理由

3 休止(廃止)の時期

様式第25号その3 (表)

ケース番号	氏 名					
住 所						
本 籍 地						
生 年 月 日	年	月	日			
身体 の状況	身障部位傷害名( ) 程度(種 級)		疾病名 発病年月			
精神 の状況	疾病名		発病年月			
生活 の状況	健康、弱い、時々臥床、常時臥床 寝具の上げ下げ 食事 用便 寝起き 歩行 洗面 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) 入浴 着換え 洗濯 ( ) ( ) ( )					
養護者 の状況						
同居者 の状況	氏 名	性	年令	続柄	職 業	そ の 他 記 事
住居 の状況	敷地 平方 <sup>メートル</sup> (自家、借家、借間、その他)	老人が 専用、共用 使用し (共用者 名) 階下(上) 畳	平方 <sup>メートル</sup> (1戸建、長屋) (平家、2階建)			ている 採光( ) 部屋の 通風( ) 陽当( ) 状況 採暖( )
	室数 疊室、疊室、疊室	環境	参考事項			

様式第25号その2

		ケース 番号		
		住 所	氏 名	
支給台帳	統計資料	番 登 載 簿		
決 裁 印	所 長 課 長 係 長 指 導 主 事	起 案	年 月 日	施 行 印
		担 当 員		
伺 下記のとおり決定してよろしいか。決裁のうえは、別紙通知書により施行してよろしいか。				
1	開 始	措置年月日	年 月 日	決 定 理 由
	変 更	措置の種類	居宅、ホーム、委託	
	停 止	措 置 費	円	
	廃 止	徴 収 額	円	
2				
3				
4				









様式第30号その2(表)

養護受託者調査書

本人の状況	氏名				登録番号		
	住所				登録年月日		
	本籍地				資産		
	生年月日					職業	
	健康状態				収入(月額)		
信教							
社会歴							
家族の状況	氏名	生年月日	続柄	職業	収入(月額)	健康状態	その他特記事項
住居の状況	地敷	平方メートル (自家、借家、その他)	老人を 居住させる の状況	専用、共用(共用者名)			
	建坪	平方メートル (1戸建、長屋 (平家、2階建)		階下(上) 疊、和(洋)室			
居室	畳室、畳室、畳室	押入 有無、採光					
環境					通風、陽当り、採暖		
その他							

様式第30号その1

養護受託者台帳

登録番号

氏名

住所

電話

局

番

(裏)

本人及び家族に対する隣人等の風評

養護受託を希望する理由

養護受託の熱意

受託する老人に関する希望

その他

委託老人氏名	委託年月日	委託解除年月日	備考

鳥取県立高等看護学院管理規則をここに公布する。

昭和三十九年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

鳥取県立高等看護学院管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号)第五条の規定に基づき、鳥取県立高等看護学院(以下「学院」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(委任)

第二条 次の各号に掲げる知事の権限は、学院長に委任する。

- 一 入学の決定を行なうこと。
- 二 学生の進級及び卒業の決定を行なうこと。
- 三 学生の休学、復学又は退学の許可を行なうこと。
- 四 学生の賞罰を行なうこと。

(収容定員及び修業年限)

第三条 学院の収容定員及び修業年限は、次の表のとおりとする。

学 院 名	収容定員	修業年限
鳥取県立鳥取高等看護学院	六十人	三年
鳥取県立倉吉高等看護学院	四十人	二年

(学期)

第四条 学院の学期は、次の表のとおりとする。

学 院 名	学 期	
鳥取県立鳥取高等看護学院	第一学期	四月一日から八月末日まで
	第二学期	九月一日から十二月末日まで
	第三学期	一月一日から三月末日まで
	第一学期	九月一日から二月末日まで
	第二学期	三月末日から八月末日まで
	第三学期	九月一日から十一月末日まで
鳥取県立倉吉高等看護学院	第一学期	四月一日から八月末日まで
	第二学期	九月一日から十二月末日まで

(休業日)

第五条 学院における休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日
- 二 日曜日
- 三 夏期休業日 七月二十五日から八月二十一日まで
- 四 冬期休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで
- 五 臨時休業日

2 学院長は、前項第五号の休業日については、あらかじめ、知事の承認を受けて定めなければならない。

(非常災害等の場合の休業)

第六条 非常災害その他急迫の事情があるときは、学院長は、休業することができる。この場合において、学院長は、すみやかにその旨を知事に報告しなければならない。

(休業日における授業)

第七条 学院長は、やむをえない事情があると認める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けて、休業日に授業することができる。

(教育内容)

第八条 学院における教育の内容は、別表のとおりとする。

(入学資格)

第九条 学院に入学することのできる者は、鳥取県立鳥取高等看護学院にあつては学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に該当する者とし、鳥取県立倉吉高等看護学院にあつては准看護婦の免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦とする。

(入学願書)

第十条 学院に入学しようとする者は、入学願書(様式第一号)に、次の表に定める書類を添えて学院長に提出しなければならない。

学 院 名	添 付 書 類
鳥取県立鳥取高等看護学院	戸籍謄本又は抄本 健康診断書 写真(手札形とし、出願前六箇月以内に正面で撮影したもの)

鳥取県立倉吉高等看護学院	学校教育法第五十六条に該当する者であることを証する書面 出身高等学校の校長の内申書 戸籍謄本又は抄本 健康診断書 写真(手札形とし、出願前六箇月以内に正面で撮影したもの) 准看護婦免許証の写 出身准看護婦養成所の成績証明書 准看護婦就業証明書 高等学校卒業証明書
--------------	---

(入学選抜)

第十一条 学院の入学の決定は、選抜によつて行なう。  
2 前項の選抜は、学科試験、人物考査及び身体検査によつて行なう。

(誓約書)

第十二条 入学を許可された者は、入学後十五日以内に、保証人二人が連署した誓約書(様式第二号)を学院長に提出しなければならない。  
2 保証人に変更があつた場合は、あたらしく保証人と

なつた者が、あらかじめ誓約書(様式第三号)を提出しなければならない。  
(生徒及び保証人の届出)  
第十三条 学生は、自己又は保証人の本籍、現住所及び氏名に変更があつた場合は、直ちにその旨を学院長に届け出なければならない。

2 保証人は、生徒が死亡した場合は、直ちにその旨を学院長に届け出なければならない。  
(成績の評価)  
第十四条 学院長は、学科試験及び平素の臨床実習により成績の評価を行なう。

(進級及び卒業)

第十五条 欠席日数が、学年内の所定授業日数の三分の一をこえる者は、進級又は卒業することができない。  
2 学院長は、欠席日数が学年内の所定の授業日数の三分の一以内であつて、二十日をこえる者については、補習授業を行なうことにより進級又は卒業させることができる。

(欠席)  
 第十六条 学生が病氣その他の理由により欠席しようとするときは、そのつど学院長に届け出なければならぬ。この場合において、病氣のため七日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならぬ。  
 (休学)  
 第十七条 学生は、病氣その他の理由によつて休学しようとするときは、休学願(様式第四号)に医師の診断書その他の理由を証する書面を添えて学院長に提出し、その許可を受けなければならない。  
 2 学院長は、三月以上一年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、特別の理由により学院長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。  
 (復学願)  
 第十八条 休学中の者が復学しようとするときは、復学願(様式第四号)を学院長に提出しなければならない。

この場合において、休学の理由が病氣であるときは、医師の診断書を添えなければならない。  
 (退学願)  
 第十九条 病氣その他の理由によつて退学しようとするときは、退学願(様式第四号)に医師の診断書その他の理由を証する書面を添えて、学院長に提出しなければならない。  
 (賞罰)  
 第二十条 学院長は、学生が次の各号の一に該当するときは、ほう賞することができる。  
 一 性行善良で学術優秀な者  
 二 勤勉で他の模範と認められる者  
 三 その他ほう賞に値する者  
 第二十一条 学院長は、学院の教育上必要があると認めるときは、学生に訓告、停学又は退学の懲戒を加えることができる。  
 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なうことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者  
 二 成績劣等で成業の見込みがないと認められる者  
 三 正当な理由がなくて出席常でない者  
 四 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者  
 3 学院長は、第一項の懲戒を行つたときは、すみやかに知事に報告しなければならない。  
 (修学金等)  
 第二十二條 学生には、毎月修学資金三千円を給する。  
 2 学生には、看護衣、予防衣及び帽子を貸与する。  
 第二十三條 知事は、学生が傷い疾病にかかつたときは、

治療費の一部を負担することができる。  
 (寄宿舎)  
 第二十四條 学院に寄宿舎を置き、学生全員を收容する。ただし、特別の事情があるときは、学院長の許可を受けて寄宿舎外から通学することができる。  
 (雑則)  
 第二十五條 この規則に定めるもののほか、学院の管理に關し必要な事項は、知事の承認を得て学院長が定める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

別表

鳥取県立鳥取高等看護学院

学 科

学 科 目	時間数	備 考
医 学 概 論	一五	
解 剖 生 理 学	九〇	
細 菌 学	四五	

鳥取県立倉吉高等看護学院

学 科

学 科 目	時間数	備 考
医 学 概 論	一五	
解 剖 生 理 学	三〇	
細 菌 学	三〇	

学 科 目	時 間 数	備 考
教育心理学	四五	教育心理を含む。
心理学	三〇	
精神衛生学	一五	精神身体医学を含む。
統計学	一五	
社会学	三〇	
社会福祉学	二〇	社会保険、社会保障及び社会事業について教授すること。
公共衛生概論	二〇	
栄養学	四五	食餌療法を含む。
薬理学	三〇	
植物学	六九〇	公衆衛生看護概論を含む。
計 護	時間以上	

学 科 目	時 間 数	備 考
病理解学	三〇	
生理化学	三〇	
生化学	四五	
心理学	四五	
精神衛生学	一五	精神身体医学を含む。
社会学	四五	
社会福祉学	四五	社会保険、社会保障及び社会事業について教授すること。
公共衛生概論	三〇	
栄養学	三〇	
薬理学	四五	
植物学	四五	
計 護	時間以上	

学 科 目	時 間 数	備 考
看護学内訳	二〇	保健婦及び助産婦に関する歴史を含む。
職業的調整	二〇	看護倫理を含む。
看護原理及び実際	一三五	保健婦事業の原理及び実際の概論について教授すること。
公衆衛生看護概論	一〇	
内科学及び看護法	九〇	(六〇) 医師による。 (三〇) 看護婦による。

学 科 目	時 間 数	備 考
看護学内訳	一五	保健婦及び助産婦に関する歴史を含む。
職業的調整	四五	看護倫理を含む。
看護原理及び実際	九〇	
公衆衛生看護概論	一五	

学 科 目	時 間 数	備 考
外科学及び看護法	一一〇	整形外科及び手術室勤務を含む。 一般外科(四〇) 医師による。 (内一〇) 手術室勤務。 整形外科(一五) 看護婦による。
伝染病学及び看護法	八〇	結核及び寄生虫病を含む。 (三〇) 医師による。 (五〇) 看護婦による。
小児科学及び看護法	六〇	新生児を含む。 (四〇) 医師による。 (二〇) 看護婦による。
産婦人科及び看護法	七〇	母性衛生及び助産法概論を含む。 (五〇) 医師による。 (二〇) 看護婦による。
精神病学及び看護法	二五	(一五) 医師による。 (一〇) 看護婦による。
眼科学、歯科学及び耳鼻咽喉科学	四〇	口腔衛生を含む。
皮膚泌尿器科学	一五	性病を含む。
理学療法	一五	
計 護	六九〇	
	時間以上	

学 科 目	時 間 数	備 考
内科学及び看護法	六〇	整形外科及び手術室勤務を含む。 結核及び寄生虫病を含む。 新生児を含む。
外科学及び看護法	六〇	
伝染病学及び看護法	七五	
小児科学及び看護法	六〇	
産婦人科及び看護法	六〇	医師及び看護婦によつて教授すること。
精神病学及び看護法	三〇	
眼科学	一五	口くろし衛生を含む。
歯科学	一五	
耳鼻いんこう科学	一五	
皮膚泌尿器科学	一五	性病を含む。
理学療法	一五	
計 護	五八五	
	時間以上	

内科学及び看護法から皮膚泌尿器科学までの科目については、保健予防指導を含むものとする。

内科学及び看護法から皮膚泌尿器科学までの学科学目については、保健予防指導を含むものとする。



様式第1号

入 学 願 書				
本 籍	写 真 貼 付			
住 所				
(ふりがな) 氏 名 及 び 生年月日				
貴院に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。				
年 月 日				
鳥取県立 高等看護学院長 殿				
志願者氏名				
学 歴	学 校 名	期 間		
	中 学 校	自 至	年 月 日	年 月 日
	高 等 学 校	自 至	年 月 日	年 月 日
職 歴	准看護婦 学校養成所名	自 至	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	勤務先名及び所在地	勤務科名及び期間	

計	病室その他の実習										週
	内	外	小	産	婦	婦	婦	婦	婦	婦	
以四上週	一	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二
計	外来実習										週
	内	外	小	産	婦	婦	婦	婦	婦	婦	
以三上週	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

計	病室その他の実習										週
	内	外	小	産	婦	婦	婦	婦	婦	婦	
以四上週	二	四	四	二	六	八	八	八	八	八	
計	外来実習										週
	内	外	小	産	婦	婦	婦	婦	婦	婦	
以一上週	一	六	二	二							

00092

様式第2号

誓 約 書

私は、このたび貴学院学生として入学を許可されましたうは  
関係諸規則を堅く守り学生の本分に従つて学業に精励します。

年 月 日

本人 本籍地

現住所

氏 名

㊦

年 月 日生

上記の者がこのたび貴学院に入学を許可されましたうは誓約  
事項を堅く守らせるとともに本人の一身上に関する一切の事項は  
保証人が引き受けます。

保証人 本籍地

現住所

氏 名

㊦

年 月 日生

職 業

本人との続柄

保証人 本籍地

現住所

氏 名

㊦

年 月 日生

職 業

本人との続柄

鳥取県立 高等看護学院長 殿

00092

家	家族の住所				
	志願者との続柄	氏 名	年 令	職業又は身分	備 考
族					
保 証 人	氏 名	職 業	志願者との関係	住 所	
	看護婦を志願する理由				
	最も得意とする看護学科				
	趣 味				
	そ の 他				

様式第4号

退学(休学・復学)願

私は、このたび次の理由によつて退学(休学・復学)したいので、許可して下さるよう保証人連署のうえお願いします。

理由

年 月 日

本人 氏 名 ㊤

保証人

住所

氏 名 ㊤

保証人

住所

氏 名 ㊤

鳥取県立 高等看護学院長 殿

様式第3号

誓 約 書

私は、このたび貴学院学生 の保証人となりましたので、前の保証人と同様本人在学中に係る一切の責任を引き受けます。

年 月 日

本 籍

現 住 所

職 業

学生との関係

氏 名 ㊤

鳥取県立 高等看護学院長 殿